

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を一部支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB株式会社（以下「会社」という。）に雇用され、車両回送の業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日、キャリアカーに車両を載せ、同市内の国道を走行中、後続の軽自動車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「頸椎挫傷、左手関節捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間（以下「本件請求期間」という。）の休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件請求期間のうち、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間については、これを支給する旨の処分をしたものの、同月〇日から平成〇年〇月〇日まで間については、通院日以外の日は療養のため労働ができなかったとは認められないとし、また、同年〇月〇日以降の間については、請求人の本件傷病は同年〇月〇日をもって治癒（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分をした。

なお、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間については、自動車損害賠償責任保険から休業損害が既に支払われていたことから、労働者災害補償保険か

らは休業特別支給金が支給されている。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件請求期間における休業補償給付の請求に対し、一部を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日で治癒であるとは思っていない旨主張しているところ、再審査請求代理人（以下「請求代理人」という。）は、「再審査請求の理由」において、①平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までは会社が軽作業の受入をせず、請求人は本来の業務ができなかったため、休業したものであること、②平成〇年〇月〇日には、T F C C 損傷の疑いが指摘されていたが、同損傷の手術日である同年〇月〇日以降の休業について、監督署長が因果関係を認めており、同年〇月〇日以降の休業と本件災害との間に因果関係が認められること、③同年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業も本件災害と因果関係が認められることを理由として、監督署長は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの休業補償給付についても、これを支給すべきである旨主張している。

(2) 請求人の本件災害における休業の状況や本件傷病の状態についてみると、以

下のとおりである。

ア 請求人は、本件災害後の休業の状況について、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「平成〇年〇月〇日以降現在も休業している。同年〇月頃医師から、『コルセットを装着してできる軽い仕事ならいいです。』と言われた。会社に診断書を提出したが、『装具を着けてする仕事はないので休んでください。』と会社から言われ、現在に至っている。」旨述べている。

この点について、D医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書において、「固定装具装着下での職務が望ましいと判断する。」旨の意見を述べ、E医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「装具使用にて軽作業が可能と考えられる。」旨の意見を述べているほか、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「休業が必要と認められる期間は、受傷後約1か月間と考えられる。」旨の意見を述べている。

これらの医師の所見によると、請求人は、本件災害後約1か月を経過した平成〇年〇月〇日以降は装具を装着する必要があったとしても、軽作業であれば十分就労可能であったものと判断されるから、通院等により治療に要した日を除き、療養のため労働することができなかつたものとは認められない。

なお、請求代理人は、会社においては車両運搬業務が可能な状態を就労可能としていたから、装具を必要とする請求人の状態は就労可能とはいえない旨主張しているが、労災保険法第14条第1項における「労働することができない」というのは、負傷直前の業務ができないことを意味するのではなく、一般的な労働ができないという意味であることから、たとえ運送業務に従事できなくても軽作業に従事できる以上、就労可能であったものと判断するのが相当であり、その主張を採用することはできない。

イ 請求人の本件傷病の状態についての医師の所見をみると、D医師は、平成〇年〇月〇日日付け意見書において、同年〇月〇日をもって治癒と判断した医学的根拠については、「症状に変化がないため」と述べているところ、F医師も、上記意見書において、「平成〇年〇月以降の治療の必要性はなく、治療効果は期待できない。」旨述べていることからすると、当審査会としても、請求人の本件傷病は、同年〇月〇日をもって治癒となったものと判断する。

なお、請求代理人は、D医師は、請求人が会社に対し地位確認等を求めた訴訟における調査嘱託申立てに対し、同年〇月末頃治癒について検討したこ

と等については特に記憶がない旨回答していることから、同月〇日が治癒であるというD医師の意見は実質的に変更された旨主張しているが、上記回答は治癒日が同月〇日であることまでも否定するものではないから、その主張を採用することはできない。

ウ 以上からすると、監督署長が、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間のうち、通院に要した日のみを療養のため労働することができなかった日として休業補償給付を支給することとした判断及び同年〇月〇日以降は、療養の必要は認められず、休業補償給付の支給要件を満たしていないとした判断は、当審査会としても、いずれも妥当なものであると判断する。

(3) ところで、請求代理人は、「再審査請求の理由」において、請求人のTFCC損傷は、平成〇年〇月〇日に確定診断され、同傷病に対するよる手術が同年〇月〇日に実施されているが、同日から同年〇月〇日までの休業について、監督署長は本件災害との因果関係を認め、休業補償給付を支給する旨の処分を行っているところ、同傷病は、同年〇月〇日以前より存在していたのであるから、本件災害による請求人の傷病は同年〇月〇日に治癒に至っておらず、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付は支給されるべきである旨主張している。

請求人のTFCC損傷については、C病院の診療録によると、「平成〇年〇月〇日：CTでもTFCC損傷なし」、「同年〇月〇日：画像検査で明らかなTFCC損傷なく、手術に至らず」、「同年〇月〇日：関節造影にてTFCC損傷（小窩部）疑う」と記載されているところ、D医師は、平成〇年〇月〇日付けの診断書において、「本日、関節造影検査にて左TFCC断裂と判断する。」旨の意見を述べ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「平成〇年〇月〇日の造影CTの画像では遠位橈尺関節の損傷の有無は不明であるが、同年〇月〇日の造影CT所見では、遠位橈尺関節の関節包及び関節周囲に損傷がみられる可能性は否定できない。」旨の意見を述べている。

これらの医師の所見からすると、請求人のTFCC損傷が確定診断されたのは平成〇年〇月〇日であり、同年〇月〇日時点にあっては、その存在は認められなかったものと判断される。請求代理人は、同時点でTFCC損傷が存在した旨主張するが、これを裏付ける的確な証拠はない。

そうすると、監督署長が、車を積載して時速50kmで走行中の3t積みキャ

リアカーに後続の軽自動車が追突した本件災害の状況や請求人の左手の受傷状況を踏まえた上で、上記（２）イでみた医師の所見に基づき、請求人の本件傷病は治癒に至っていたものと判断したのは相応の理由があるものと思料され、その後に同損傷の存在が明らかになったとしても、その判断を変更すべき理由があるものとは認められない。

また、平成〇年〇月〇日付け調査結果復命書によると、監督署長は、同年〇月〇日に、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの休業補償給付を支給する旨の処分をしているが、これは同年〇月〇日に本件傷病が再発したものと判断し、休業補償給付を含む所定の保険給付をしたものである。しかし、再発後の傷病に対する保険給付がされたからといって、治癒の判断には何ら影響を及ぼすものではなく、請求人の傷病が再発したことが当初の治癒時期を変更すべき理由とはならないから、請求代理人の主張を採用することはできない。

（４）請求人及び請求代理人のその他の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足りるものは見いだせなかった。

３ 以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を一部支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。よって主文のおり裁決する。